

議案第13号

日野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部改正について

日野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を別紙のとおり改正する。

令和3年3月4日提出

日野町長 塚 田 淳 一

日野町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の改正が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

高齢化により農地の荒廃化が進んでおり、荒廃農地対策における農業委員会活動が更に重要となっているとともに、農業行政における関わりも今まで以上に重要となり、活動内容も多岐に渡っていることから報酬の改正を行う。

2 改正内容

日野町農業委員会の会長、職務代理及び委員並びに農地利用最適化推進委員の報酬月額について、それぞれ6,000円引き上げる。

3 附則

令和3年4月1日から施行する。

日野町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日野町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和56年日野町条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）報酬		別表（第2条関係）報酬	
職名	報酬額	職名	報酬額
農業委員会	月額 47,300円	会長	月額 41,300円
	〃 38,000円	職務代理	〃 32,000円
	〃 32,800円	委員	〃 26,800円
	略		略
農地利用最適化推進委員	月額 32,800円	農地利用最適化推進委員	月額 26,800円
	略		略

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。